

制定日：平成23年6月13日
最終改正日：2020年11月13日

役員報酬支給規程

(総則)

- 第1条 当協会の役員のうち常勤の役員の報酬については、本規程の定めるところによる。
- 2 非常勤の役員の報酬については、別に定める「非常勤役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程」による。

(報酬基準の決定)

- 第2条 常勤の役員の報酬は年俸制とし、このうち、常勤理事の報酬基準（「別表 理事俸給表」、以下同じ。）は、評議員会の決議によって定める。

(報酬額の決定)

- 第3条 常勤理事の報酬額は、別表 理事俸給表に基づき、会長がこれを定める。ただし、評議員会の承認があった場合には、会長は、常勤理事の報酬額として、別表 理事俸給表を超える額を定めることができる。
- 2 監事の報酬額については、定款の定めるところにより評議員会の決議によって、これを定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、収支決算が大幅な黒字若しくは赤字であった場合、又は事業年度の途中であっても、大幅な黒字若しくは赤字が見込まれる場合には、会長は、当協会の財務の状況、今後の収支見通し、過去の報酬額の増減等を総合的に勘案して、当該収支決算又は収支見込みを得た時点以降の常勤理事及び監事の報酬額について、増額若しくは減額することができる。なお、監事の報酬額を増額若しくは減額する場合には、評議員会の承認を得るものとする。

(報酬の支給方法)

- 第4条 年俸報酬の12分の1の額を、毎月1回その月の25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、繰上げて支給することができる。
- 2 報酬は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、その残額を原則として通貨をもって直接本人に支給する。

(退任者等の報酬)

- 第5条 役員が退任もしくは解任（「定款」第30条第1号の規定による解任を除く。）、または死亡したときには、当該日から7日以内に当該月支給額を日割計算により計算した額を本人または遺族

に支給する。

(新任者の報酬)

第6条　月の中途において役員に選任されたときの当該月の支給額は、1か月を30日とする日割計算により起算日から計算した額とする。

2　前項における起算日は、監事は評議員会での選任日、常勤理事については理事会での選定日とする。

(端数の処理)

第7条　この規程により計算した金額に1円未満の端数があるときはその金額を切捨てるものとする。

附則

1. この規程は、平成23年6月13日から施行する。
2. 移行前の法人から継続する役員の報酬額が、法人移行後の最初の評議員会において決議された報酬基準又は報酬額と異なる場合、新しい報酬額の支払いは、決議された翌月から適用する。

附則

本規程は、2020年11月13日から施行する。